

平成 25 年 4 月 15 日  
大阪大学総長裁定  
平成 26 年 5 月 1 日  
一 部 修 正  
平成 28 年 4 月 1 日  
一 部 修 正  
平成 30 年 8 月 1 日  
一 部 修 正  
令和元年 5 月 27 日  
一 部 修 正  
令和元年 9 月 30 日  
一 部 修 正

## 大阪大学博士課程教育リーディングプログラムにおける 独創的な教育研究活動を行うための経費に関する実施要項

### (趣旨)

第 1 条 この要項は、大阪大学（以下「本学」という。）における博士課程教育リーディングプログラムの学位プログラム（以下「学位プログラム」という。）に選抜された優秀な学生（以下「プログラム履修生」という。）が自ら企画立案し、学位プログラムに関連する独創的な教育研究活動を行うための経費（以下「教育研究活動経費」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この実施要項において「個人型」とは、プログラム履修生が個人で取り組む独創的な教育研究活動をいう。

2 この実施要項において「グループ型」とは、プログラム履修生がグループで取り組む独創的な教育研究活動をいう。

3 この実施要項において「代表者」とは、当該教育研究活動の遂行にあたり責任を負うプログラム履修生をいう。

4 この実施要項において「受給生」とは、当該教育研究活動経費を受給するプログラム履修生をいう。

### (受給資格)

第 3 条 教育研究活動経費の受給資格は、プログラム履修生のうち、当該学位プログラムの教育課程を履修し、学業成績が優秀であると認められた者とする。

### (採択件数及び受給額)

第 4 条 教育研究活動経費の採択件数及び受給額は、毎年度、学位プログラムごとに別に定めるものとする。

2 個人型の 1 件当たりの受給額は、博士前期課程（修士課程）に在籍する学生は年額 1 0 0 万円を上限とし、博士後期課程（博士課程）に在籍する学生は年額 1 5 0 万円を上限とする。ただし、生命機能研究科博士課程に在籍する学生のうち、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者については、年額 1 0 0 万円を上限とする。

3 グループ型の 1 件当たりの受給額は、当該教育研究活動の代表者が博士前期課程（修士課程）に在籍する学生の場合は年額 2 0 0 万円を上限とし、博士後期課程（博士課程）に在籍する学生の場合は年額 3 0 0 万円を上限とする。ただし、生命機能研究科博士課程に在籍する学生のうち、修士課程の修了に相当する要件を満たしていると認められない者については、年額 2 0 0 万円を上限とする。

(募集)

第5条 学位プログラムのプログラムコーディネーター（以下「プログラムコーディネーター」という。）は、個人型及びグループ型の別、申請額の上限、採択件数の上限、選考基準等を明示の上、教育研究活動のテーマを募集する。

(申請)

第6条 教育研究活動経費の受給を希望するプログラム履修生は、在籍研究科における指導教員、当該学位プログラムの本学のプログラム担当者及び当該学位プログラムの特任教員（以下「指導教員等」という。）の指導のもと、独創的教育研究活動経費計画調書（様式1-1）（以下「計画調書」という。）及び指導教員等の所見（様式1-2）をプログラムコーディネーターに提出する。

2 前項により申請できる経費の区分は、次のとおりとする。

- (1) 旅費（国内旅費及び海外旅費）
- (2) 謝金
- (3) 物品費（消耗品費）
- (4) その他（印刷製本費、通信運搬費、会議費、諸経費等）

3 代表者として、申請できる課題数は、年度当たり1人1件とする。

(選考手続)

第7条 プログラムコーディネーターは、当該学位プログラムのプログラム担当者4名以上（プログラム責任者を含む。）で構成される選考委員会を設置し、別に定める選考基準に基づき、教育研究活動経費の採択テーマ及び配分額を決定して、プログラム履修生に通知する。

2 採択テーマへの活動に対する意欲向上を促すことを目的とし、国際共創大学院学位プログラム推進機構長名で受給生へ賞状を授与することができる。

第8条 教育研究活動経費の財源は、運営費交付金（機能強化経費）をもって充てる。

(教育研究活動経費の執行)

第9条 テーマの代表者は、教育研究活動経費の執行に先立ち、決定された配分額に従い、独創的教育研究活動経費使用計画書（様式2）（以下「使用計画書」という。）をプログラムコーディネーターに提出し、承認を受けなければならない。

2 受給生は、指導教員等の指導のもと、使用計画書に基づき、本学の会計規程等に従って、適切に教育研究活動経費を執行しなければならない。

3 教育研究活動経費は、当該会計年度に限り使用することができる。

4 使用計画書に記載した経費について経費区分間の流用を行う必要が生じた場合において、流用する額の総額が教育研究活動経費の配分額の30%以上となるときは、受給生は、あらかじめプログラムコーディネーターの承認を受けなければならない。

(教育研究活動経費の返還)

第10条 教育研究活動経費に関する不正な使用、不正受給又は研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を行った場合、公序良俗に反する行為を行った場合及び計画調書又は使用計画書に虚偽の記載があった場合（以下「不正使用等」という。）は、事実発生時に遡って受給済みの教育研究活動経費の全部又は一部を本学に返還しなければならない。

2 前項の不正使用等を行った受給生は、教育研究活動経費の返還命令があった年度の翌年度以降は、教育研究活動経費の申請を行うことができない。

(教育研究活動経費の執行停止)

第11条 プログラムコーディネーターは、受給生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該事由の発生時点以降の当該受給生に係る教育研究活動経費の執行を停止させるものとする。

- (1) 休学したとき。

- (2) 死亡したとき。
- (3) 第3条に定める受給資格を失ったとき。
- (4) 大学院課程又は学位プログラムにおける学業成績及び履修状況が、不良であると判断される  
とき又は長期欠席をしたとき。
- (5) 教育研究活動経費の不正使用等を行ったとき。
- (6) 計画調書に記載した教育研究活動の遂行が不可能となったとき。

2 プログラムコーディネーターは、第1項第1号により教育研究活動経費の執行を停止させた場合において当該受給生が復学したときは、当該受給生の希望により、所定の手続きを経た上で、当該年度の教育研究活動経費の執行を再開することができる。

(報告書)

第12条 テーマの代表者は、別に定められた期限までに、独創的教育研究活動結果報告書(様式3)を作成し、プログラムコーディネーターに提出しなければならない。

(事務)

第13条 教育研究活動経費に関する事務は、当該学位プログラムの担当事務が行う。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、教育研究活動経費の取扱いに関し必要な事項は、学位プログラムごとに別に定める。

附 則

この要項は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成30年8月1日から施行する。

2 この改正施行の際、既に採択された平成30年度の教育研究活動のテーマについては、改正後の規程により、国際共創大学院学位プログラム推進機構長により採択されたものとする。

附 則

この改正は、令和元年5月27日から施行する。

附 則

この改正は、令和元年9月30日から施行する。